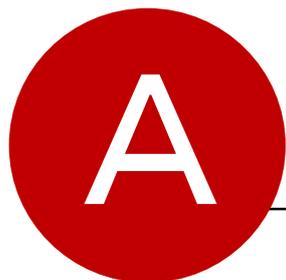




「有機栽培」と「特別栽培」 は、なにが違うの？



有機栽培



有機栽培は、**農薬・化学肥料に頼らず**に、自然の力を生かして栽培する方法。

周囲の農場で使用された禁止農薬や禁止肥料が入ってこないよう厳重に管理し、「種まき」「植付け」後から2年以上有機栽培を行った水田や畑で栽培します。JAS法の有機栽培基準に基づき登録認定機関による認証を受けています。

特別栽培



「特別栽培」は、現行よりも**農薬・化学肥料を減らすことが目的**の栽培方法。

農林水産省のガイドラインにもとづき節減対象農薬と化学肥料（窒素分量）の双方を、地域の慣行レベル（その地域の使用状況）と比較して50%以下で栽培します。

「節減対象農薬」とは、化学農薬であり、栽培期間中に散布する除草剤、殺菌剤・殺虫剤のほか、植付け前の土壌消毒剤なども対象となります。